



消費生活だより



令和7年2月号

こんにちは 岡山市消費生活センターです！
春が待ち遠しい季節ですが、いかがお過ごしでしょうか？今月は、還付金の返還があるとの電話があったので口座番号などを教えたところ、お金がもらえるどころか逆に送金されてしまった事例について紹介します。口座番号などを聞かれても教えないようにしましょう。

【事例】

市役所を名乗り、「還付金の返還がある」という電話があった。手続きのために口座番号と暗証番号と電話番号が必要と言われたので、教えた。しばらくすると再び電話がかかり、「携帯電話に送られてきた認証番号も教えて欲しい」と言われたので、教えた。

後日通帳を確認してみると、覚えのない送金により残高が減っていた。



お金が返ってくる？ 還付金詐欺に注意！

【ひとことアドバイス】

- ★還付金詐欺はこれまでATMを利用し振り込ませる手口が主でしたが、携帯アプリ等を利用し、インターネットバンキングを悪用した還付金詐欺が増加しています。
- ★役所等から「お金が返ってくる」という趣旨の電話をすることはありません。もし還付金に心当たりがある場合は、自分で役所等の担当部署を調べたうえで連絡し、確認しましょう。
- ★公的機関や金融機関などが、口座番号や暗証番号などを聞き出すことはありません。絶対に教えず、すぐに電話を切りましょう。
- ★不安なことがあれば、早めにお住いの地域の消費生活センターへご相談ください。

「おかしいな」「困ったな」と感じたら、気軽にご相談ください。

岡山市消費生活センター

相談専用 : ☎ (086) 803-1109

(消費者ホットライン188も可)

受付時間 : 月～金曜日 9時～16時

(祝日・年末年始除く)

対象者 : 岡山市民の方

(県外・市外の方はお住いの地域の消費生活相談窓口をお願いします。)

消費生活相談
フォームによる
ご相談は
こちらから→

